

大阪警察病院個人情報保護管理規程

第1章 個人情報保護管理の基本方針

(目的)

第1条 大阪警察病院個人情報保護管理規程（以下「管理規程」という。）は、「大阪警察病院における個人情報の保護に関する基本方針」に基づき大阪警察病院（以下「警察病院」という。）における個人情報の適正な管理及び運用を図り、個人情報を保護することについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条

(1) 電子計算機等

与えられた一連の処理手順に従って、情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去及び出力その他これらに類する処理を自動的に行う電子的機器の組織（当該機器を通信媒体により接続することで一体として処理を行う情報通信網（以下「ネットワーク」という。）及びX線等の撮影、その他の検査等を行う電子機器を含む。）をいう。

(2) 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体等で構成されるもので、これらを利用して情報処理を行うものをいう。

(3) データ

電子計算機等に係る電子的記録情報（磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスクその他これらに類する媒体に記録された情報をいう。）をいう。

(4) 情報資産

情報システム（情報システムの開発、運用及び保守のための資料（以下「ドキュメント」という。）を含む。）及び情報システムで取り扱う個人情報データ並びに個人情報が記載された紙及びその他の媒体をいう。

(5) 個人情報

個人（死者を含む。）に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電子メールアドレス、その他の記述により当該個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別できるものを含む。）をいう。

(6) 端末装置

電子計算機等に対し情報を入出力する装置をいう。

(7) パスワード

正当な利用者であることを認証するために使用する文字列情報をいう。

(8) アクセス

情報システムを通じて、データの登録、変更及び参照を行うことをいう。

(9) バックアップ

ソフトウェア又はデータの滅失又は毀損に備えて複製をとることをいう。

(管理規程の対象範囲)

第3条 管理規程の対象範囲は、警察病院における情報資産に接するすべての職員（研修医、非常勤職員、臨時職員及び派遣職員を含む。）とする。

(職員の義務)

第4条 職員は個人情報保護の重要性について深く認識を持つと共に管理規程を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

(情報資産への脅威)

第5条 個人情報保護を推進するにあたり、職員が対処を要する情報資産に対する脅威は、次のとおりとする。

- (1) 職員及び外部委託業者の、不正な行為による個人情報等の持ち出し、盗聴、改ざん、破壊及び消去並びに職員の不注意による漏えい等
- (2) 電子計算機等及び記録媒体の盗難
- (3) 災害、停電、事故及び故障等
- (4) コンピュータ・ネットワークへの部外者の侵入及びコンピュータウイルスへの感染等

(管理体制)

第6条 警察病院における個人情報の保護管理を適切に推進するため、個人情報の保護のための諸対策を実施及び運用する最高責任者として、情報統括責任者を置く。

情報統括責任者は院長とする。

2 情報統括責任者を補佐し、個人情報保護に関する企画及び諸対策の適正な運用及び調整を行うため、情報統括管理者を置く。

情報統括管理者には安全管理センター長を充てる。

3 情報統括管理者は、個人情報保護を推進するため、情報システム運用管理者（情報管理課長）に運用及び調整を代行させることができる。

4 各所属における個人情報保護を推進するため、所属（医務部にあつては科）に情報管理者を置く。

情報管理者には所属長（所属長の配置がない所属にあつては部長）を充てる。

(個人情報収集の目的及び情報の範囲)

第7条 当院における個人情報の収集の目的は、次のとおりとする。

(1) 患者の健康の維持と回復に資する。

(2) 病院事務及び経営に資する。

2 収集する情報の範囲は前記目的達成に必要な最小限の事項とし、情報統括責任者が必要と認めた事項とする。

(評価及び見直し)

第8条 情報統括責任者は、適宜個人情報保護の推進状況を評価し、必要がある場合に

は速やかに管理規程の見直しを行うものとする。

第2章 個人情報保護対策

(情報管理者の任務)

第9条 情報管理者は、管理規程に定める事項を実施するとともに、所属職員にこれを遵守させ、個人情報保護に関し問題が生じないよう取扱う個人情報の所属におけるリスクを分析し適切な管理及び指導を行うものとする。

(情報管理担当者の指名)

第10条 情報管理者は、個人情報保護を推進するために必要があると認める場合は、所属職員のなかから情報管理担当者を指名し、個人情報保護に関し情報管理者の補助を行わすことができる。

(事故の報告)

第11条 情報管理者は、不正行為、盗難等管理規程第5条に定める情報資産への脅威により情報資産が侵害され、又は利用に不都合が発生したり、その恐れがあると認めるときは、当面の必要な措置を講ずるとともに、情報統括管理者に速やかに報告し指示を受けなければならない。

(情報収集及び処理の承認)

第12条 新たに電子計算機等及びソフトウェアを導入又は開発並びに変更し、又は新たに帳票を作成（変更を含む。）して個人情報を収集し業務に利用しようとする場合は情報統括責任者の承認を得なければならない。

(電子計算機等及び情報資産の管理)

第13条 情報管理者は、自所属において管理する電子計算機等及び情報資産の適正な管理、保存を行い運用に支障をきたさないよう配意しなければならない。

(利用の制限)

第14条 情報統括責任者は、個人情報保護を図るため個人情報の利用が真に必要な者のみに限定されるよう利用の制限を行わなければならない。

(職員の遵守事項)

第15条 職員は、個人情報保護のため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 業務目的以外に情報資産を利用してはならない。
- (2) 業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 個人情報を不当に変更又は消去してはならない。
- (4) 個人情報が記録された、情報システムの入出力用紙及び帳票等（メモを含む。）が散逸しないよう、これらの管理を厳正に行うと伴に、廃棄に当たっては裁断又は塗りつぶし等により内容が判別できないようにして行わなけ

ればならない。

- (5) 情報管理者の許可なく、情報資産を警察病院外へ持ち出してはならない。
- (6) 個人情報の取り扱い際しては、部外者に盗視されないよう注意して取り扱わなければならない。
- (7) 個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第16条 情報管理課長は、情報資産の円滑な運用と保護を図るためコンピュータウイルスに関する対策を実施しなければならない。

(教育及び訓練)

第17条 情報統括責任者は、毎年、職員に対する個人情報の取り扱い及び情報システムの操作法等に関する教育計画を作成し、教育、訓練を継続的に実施しなければならない。

(外部委託)

第18条 個人情報を取り扱う情報システムの開発、保守、運用並びに情報資産の搬送及び保管を外部の事業者へ委託しようとする場合は、当該委託に係る契約書に個人情報保護に係る事項を明記して行わなければならない。
又、契約後は委託先に対し適切な監督を行わなければならない。

(遵守状況の監査)

第19条 情報統括責任者は、個人情報保護の遵守状況に関する監査を実施し、必要がある場合はその是正を指示するものとする。

第3章 個人情報の開示等の基準

(情報の開示)

第20条 当院において保有する個人情報に関し、本人から開示の請求があった場合は、次ぎの場合を除き、遅滞なく開示するものとする。

- (1) 本人又は第三者の利益、生命、身体その他に重大な影響を及ぼすと思慮される場合
- (2) 警察病院業務の適正な運営に著しい支障が生じる場合
- (3) 法律に違反する場合

(情報の訂正)

第21条 保有する個人情報に関し、本人から内容が事実でないという理由によって当該個人情報の内容の訂正、追加又は削除を求められた場合は、利用目的の達成に必要な範囲において、当該個人情報の内容の訂正等を行うものとする。

(個人情報の提供)

第22条 個人情報第三者に提供する場合は、次ぎの場合を除き本人の同意を得なければならない。

- (1) 法律に基づく場合
- (2) 人の生命又は身体の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき。

(苦情の受付)

第23条 個人情報の開示に関する、患者からの苦情及び質問に対する窓口は総合受付とする。

- (1) 苦情及び質問に対する対応は迅速に行わなければならない。なお、総合受付担当責任者は苦情及びその対応の内容を記録し、保存しておくものとする。
- (2) 総合受付担当責任者は、苦情の内容が重大なものについては、医療安全管理センター、情報統括管理者及び情報統括責任者に報告し、医療安全管理センターの指示に従わなければならない。

第4章 懲戒

(懲戒処分)

第24条 職員が、管理規程に定める事項に違反した場合は、「警察病院就業規則」に基づき懲戒処分を行うことができる。

附則

- 1 この規程は平成16年5月20日から実施する。
- 2 この規程は公開する。

附則

- 1 この規程は平成20年10月1日から実施する。
平成22年11月15日改定
平成24年11月1日改定